

○古河市災害時避難行動要支援者個別避難計画の作成に関する要綱

平成31年3月13日

告示第55号

改正 令和元年8月9日告示第185号

令和2年3月18日告示第76号

令和4年3月31日告示第86号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害時避難行動要支援者個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するに当たり、古河市避難行動要支援者の支援に関する計画（以下「全体計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び全体計画の例による。

(対象者)

第3条 個別避難計画の作成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、全体計画に定める避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている避難行動要支援者のうち、名簿に記載されている情報を避難支援等関係者に対し提供することについて、全体計画に定める古河市避難行動要支援者調査票（新規）又は古河市避難行動要支援者調査票（変更）（第11条第2項において「調査票」と総称する。）により避難行動要支援者本人（当該避難行動要支援者の意思表示が困難なときはその家族等）が同意しているものとする。

(個別避難計画)

第4条 個別避難計画は、次の事項を記載するものとし、全体計画に定める古河市避難行動要支援者調査票（個別避難計画）を用いて作成するものとする。

(1) 名簿に記載されている情報

(2) 同居の家族等の状況

(3) 避難行動要支援者の状態

- ア 主な疾患、障がい等
- イ 掛かり付けの医療機関等
- ウ 使用している薬の種類
- エ 使用している介護機器又は医療機器
- オ その他配慮が必要な事項

(4) 避難支援に関する事項

- ア 情報入手に係る支援方法
- イ 避難行動に係る支援及び介助の方法
- ウ 避難生活に係る支援及び介助の方法

(5) 災害時の避難方法

- (6) 緊急連絡先
- (7) 地域支援者の情報
- (8) 避難先及び避難経路
- (9) その他必要な事項

(個別避難計画の作成者)

第5条 個別避難計画は、市が作成する。ただし、市長は、個別避難計画の作成に関する業務の全部又は一部について、次のいずれかに該当する者（以下「委託事業者等」という。）に委託することができるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者（古河市福祉、保健及び医療に関する施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第89号）第2条に規定する古河市児童発達支援センターぐるんぱを除く。）

- (3) 古河市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第12号）第122条第1項に規定する指

定小規模多機能型居宅介護事業者

- (4) 古河市在宅介護支援センター運営事業実施要綱（平成17年告示第64号）第3条に規定する古河市在宅介護支援センター
- (5) 古河市地域包括支援センター運営事業実施要綱（平成18年告示第96号）第2条に規定する古河市地域包括支援センター
- (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- (7) その他市長が適切に個別避難計画を作成することができると認める者
(委託料)

第6条 市長は、前条の規定により個別避難計画の作成を委託したときは、別表に掲げる業務の実施件数に応じて、同表に定める額を委託事業者等に支払うものとする。

（個別避難計画の作成）

第7条 市及び委託事業者等は、個別避難計画を作成しようとする場合は、事前に対象者、その家族等（以下「対象者等」という。）に対して個別避難計画の趣旨を説明し、対象者（対象者の意思表示が困難なときはその家族等）から個別避難計画を作成することの同意を得なければならない。

2 個別避難計画は、対象者の居住先への訪問により、対象者等から直接必要事項について聴取し、対象者等の意向を反映させたものでなければならない。

（避難情報の提供）

第8条 市及び委託事業者等は、前条の規定による個別避難計画の作成時においては、対象者等に災害時の避難に関する情報（以下「避難情報」という。）を提供しなければならない。個別避難計画の作成に至らなかつたときも同様とする。

2 避難情報の内容は、市長が別に定める。
3 委託事業者等は、個別避難計画の作成に至らず、対象者等に避難情報を提供したときは、その内容について市長に報告しなければならない。

(地域支援者等との連絡調整)

第9条 市及び委託事業者等は、個別避難計画の作成（第16条に規定する更新の個別避難計画の作成を含む。次条において同じ。）に当たっては、対象者の近隣の住民（対象者の親族を除く。）及び対象者が利用する福祉サービス事業者等（以下「地域支援者等」と総称する。）と対象者が災害時に避難するときの支援の方法について連絡調整に努めるものとする。

- 2 前項に規定する連絡調整についての指針は、市長が別に定める。
- 3 委託事業者等は、第1項の規定により連絡調整をしたときは、その内容について市長に報告しなければならない。

(避難訓練)

第10条 市及び委託事業者等は、個別避難計画を作成した後においては、対象者等及び地域支援者等の参加による避難訓練（以下「避難訓練」という。）の実施に努めるものとする。

- 2 避難訓練の実施についての指針は、市長が別に定める。
- 3 委託事業者等は、避難訓練を実施したときは、その内容について市長に報告しなければならない。

(対象者以外の者への対応)

第11条 第3条の規定にかかわらず、市長は、対象者以外で名簿の登録及び個別避難計画の作成が必要であると認める者があったときは、当該本人、その家族等に対して全体計画及び個別避難計画の趣旨を説明するものとする。

- 2 前項に規定する説明を受けた当該対象者以外の者が名簿の登録及び個別避難計画の作成を希望するときは、調査票により対象者となることに同意をした上で、当該調査票を市長に提出しなければならない。

(個別避難計画の提出)

第12条 委託事業者等は、作成後速やかに個別避難計画の原本を市長に提出し、副本を対象者等に交付しなければならない。

- 2 市長は、提出された個別避難計画の内容を確認し、補正すべき点等があるときは委託事業者等にその旨を通知し、再提出させるものとする。

(個別避難計画の管理等)

第13条 個別避難計画の原本は市長が保管するものとし、その副本は対象者等及び委託事業者等（当該委託事業者等が個別避難計画を作成した場合に限る。）が保管しなければならない。

2 対象者等及び委託事業者等は、個別避難計画の副本を適切な場所において厳重に管理し、当該副本を紛失したときは速やかにその旨を市長に届けなければならない。

(個別避難計画の修正等)

第14条 市長は、個別避難計画の記載内容について、次に掲げる状況が対象者に発生したことを知ったときは、速やかに個別避難計画の原本の記載内容を修正し、その副本を対象者等及び委託事業者等に交付するものとする。

(1) 第4条第1号から第3号まで、第6号又は第7号に掲げる事項の一部について変更が生じたとき。

(2) 第4条第8号に掲げる事項の一部又は全部について変更が生じたとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が別に定める軽微な変更が生じたとき。

2 対象者等及び委託事業者等は、前項の規定による修正前の副本について、記載内容が他に漏れることのないよう、適切に処理しなければならない。

(更新の個別避難計画の作成の対象者)

第15条 更新の個別避難計画の作成の対象者は、既に個別避難計画を作成している者のうち、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 前回の個別避難計画の提出日（第12条第1項の規定により当該個別避難計画の原本を市長に提出した日をいう。）から3年を経過している者

(2) 前回の個別避難計画に記載する内容を修正（前条第1項の規定による修正を除く。）する必要がある者

(更新の個別避難計画の作成等の手続)

第16条 更新の個別避難計画の作成等の手続については、第7条、第8条及び第12条から第14条までの規定を準用する。

(秘密保持)

第17条 市、対象者等及び委託事業者等（次項において「市等」という。）は、災害時等の支援に関すること以外の目的で個別避難計画に記載されている情報を利用してはならない。

2 市等は、個別避難計画に記載されている情報について他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。

3 地域支援者等は、第9条の規定による連絡調整において知り得た対象者等の情報を、当該対象者の災害時等の支援に関すること以外の目的で利用し、又は他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。

(庶務)

第18条 個別避難計画の作成に係る庶務は、災害福祉主管課において処理する。

(補則)

第19条 この告示に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第185号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第76号）

(施行期日等)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行し、この告示による改正後の古河市災害時避難行動要支援者個別支援計画の作成に関する要綱（次項において「改正後要綱」という。）別表の規定は、同日以後に作成する災害時避難行動要支援者個別支援計画について適用し、同日前に作成された災害時避難行動要支援者個別支援計画については、なお従前の例による。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の古河市災害時避難行動要支援者個別支

援計画の作成に関する要綱の規定に基づき作成されている災害時避難行動要支援者個別支援計画は、改正後要綱の規定に基づき作成された災害時避難行動要支援者個別支援計画とみなす。

附 則（令和4年告示第 号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

業務の内容	委託料
第7条の規定による個別避難計画の作成	1件につき 4,200円。ただし、個別避難計画の作成に至らず、避難情報のみ提供したときは、1件につき700円
第9条の規定による連絡調整	1件につき 1,400円
第10条の規定による避難訓練の実施	1件につき 1,400円
第16条の規定による更新の個別避難計画の作成	1件につき 2,100円。ただし、更新の個別避難計画の作成に至らず、避難情報のみ提供したときは、1件につき 700円

備考 委託料の額は、消費税及び地方消費税を含む。